

豊田市総合野外センター 利用調整資料 青少年育成団体用**○参加要件**

下記要件をすべて満たすこと。

- ① 野外活動を必ず行う。
- ② 下記団体のいずれかにあてはまる。
 - ・ 青少年団体（青少年健全育成を目的として、継続的に活動する団体）
ボーイスカウト/ガールスカウト/ジュニアクラブ/子ども会/放課後児童クラブ/指導者団体 他
 - ・ その他の団体
上記以外の団体

※青少年とは、0才から29才までを指します。

※家族グループや青少年グループは調整会には参加できません。注1

注1…家族グループ、青少年グループとは、普段から団体としては活動しておらず、利用のためだけに集まったグループのこと

○調整の申込締切日（年2回）

利用月	調整申込締切
4月～6月	1月第4日曜日
7月～翌年3月	4月第4日曜日

○申込方法と調整の手順**1 受付（申込）**

- ・ 豊田市総合野外センターHP「お申込み」の「利用調整申込フォーム」より申込みしてください。
- ・ 希望日は、できる限り第3希望まで記入してください。
- ・ 1件の行事に対して、1件の申込みとなります。調整対象期間内で複数の行事を予定している場合は、行事名で区別できるようにしてください。

2 調整

- ・ 優先順位による調整を実施します。（裏面参照）

3 結果の通知

- ・ 締切から2週間以内に結果通知をお送りします。
〈通知内容〉①結果通知 ②申込書（利用者控え） ③今後の流れについて
※②③は、選外の場合はお送りしません。

○その他

- ・ 締切日の翌週（1週間と1日後）の火曜日から電話で申込可能です
- ・ ご不明な点がございましたら、お電話やHPの問合せから直接ご相談ください。
- ・ 利用の手引き等の資料はHPよりご確認ください。

○利用団体の区分

利用団体を以下のように分類しています。

依頼団体(当所職員による指導が必要な団体)：炊事、アスレチック、クラフト等の説明や指導

自主団体(自分たちだけで活動する団体)：物品貸出などの準備のみ

※天体観測場とアスレチック B のロープウェイは使用できません。

○利用調整の優先順位

		優先順位			
宿泊利用	1	市内の宿泊	青少年団体	自主団体	2泊3日以上
	2	"	青少年団体	依頼団体	2泊3日以上
	3	"	青少年団体	自主団体	1泊2日
	4	"	青少年団体	依頼団体	1泊2日
	5	"	その他の団体	自主団体	2泊3日以上
	6	"	その他の団体	依頼団体	2泊3日以上
	7	"	その他の団体	自主団体	1泊2日
	8	"	その他の団体	依頼団体	1泊2日
	9	市外の宿泊	青少年団体	自主団体	2泊3日以上
	10	"	青少年団体	依頼団体	2泊3日以上
	11	"	青少年団体	自主団体	1泊2日
	12	"	青少年団体	依頼団体	1泊2日
	13	"	その他の団体	自主団体	2泊3日以上
	14	"	その他の団体	依頼団体	2泊3日以上
	15	"	その他の団体	自主団体	1泊2日
	16	"	その他の団体	依頼団体	1泊2日
日帰り利用	17	市内の日帰り	青少年団体	自主団体	
	18	"	青少年団体	依頼団体	
	19	"	その他の団体	自主団体	
	20	"	その他の団体	依頼団体	
	21	市外の日帰り	青少年団体	自主団体	
	22	"	青少年団体	依頼団体	
	23	"	その他の団体	自主団体	
	24	"	その他の団体	依頼団体	